

消費者向け信用残高（推計）の推移

（単位：億円）

区 分	平成6年	平成7年	平成8年
消費者ローン	372,432	372,017	374,035
民間金融機関	283,765	272,482	262,502
消費者金融会社	44,982	52,082	59,634
信販会社	29,164	31,807	34,968
銀行系クレジット会社	6,159	6,434	6,910
流通系クレジット会社	4,149	4,840	5,415
量販店・中小小売団体等	4,213	4,372	4,606
預貯金担保貸付（金融機関・郵便局）	206,147	198,473	195,152
動産担保貸付（質屋）	367	349	328
消費者金融計	578,946	570,839	569,515
割賦方式	149,398	154,809	158,334
非割賦方式	20,766	22,357	24,558
販売信用計	170,164	177,166	182,892
消費者信用計	749,110	748,005	752,407
住宅ローン計	1,219,358	1,324,142	1,431,696
消費者向け信用合計	1,968,468	2,072,147	2,184,103

（注）1. 販売信用の「割賦方式」とは、消費者から「対価を2月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領すること」又は「あらかじめ定められた時期ごとに、対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により支払いを受けること」の条件を満たす方式をいう。

2. 販売信用の「非割賦方式」とは、割賦方式以外の翌月払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い等により、消費者から対価を受領する方式をいう。

資料出典：消費者信用については「日本の消費者信用統計'98年版」（社）日本クレジット産業協会）

住宅ローンについては「経済統計年報平成9年版」（日本銀行）

OECD 理事会勧告及びEU指令の概要

	OECDガイドライン 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」 (1980年9月23日採択)	EU指令 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EU指令」 (1995年10月24日採択)
1. 性格	加盟国はガイドラインに掲げている8原則を国内法の中で考慮するもの(強制力はない)。	加盟国を拘束し、加盟国は国内法で対応しなければならない。 (1998年10月を期限としている)
2. 対象個人データ	識別される個人の情報(自動処理データのみへの適用を認容)	全部又は一部が自動的な手段による個人データ及びファイリングシステム等一部或いは一部とすることを意図している非自動的な手段による個人データ(3条)
3. 収集・利用・提供	<p>(1)データの種類による収集制限はない。</p> <p>(2)収集が認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 適法かつ公正な手段による。 適当な場合には、データ主体に通知し、又は同意を得る。 データの収集目的を明確化し、目的に必要な限度で行う。 <p>[第1 収集制限の原則] [第3 目的明確化の原則]</p> <p>(3)個人データは収集の際の利用目的の範囲内。ただし、データ主体の同意がある場合、法律の規制がある場合を除く。</p> <p>[第4 利用制限の原則]</p>	<p>(1)ハイリーセンシティブデータ(人種、民族、政治的見解、宗教、信条、労働組合への加盟、健康、性生活に関する個人データ)の収集等の禁止(8条)</p> <p>(2)収集等が認められる場合(6条、7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定された明確で合法的な目的であること 目的に照らして適切であり、また過度でないことであって、かつ次のいずれかに該当する場合 データ主体の明確な同意がある場合 契約の履行に必要な場合 法的義務がある場合 データ主体の重大な利益の保護上、必要な場合 その他合法的な利益のある場合で、データ主体の利益等が優先しない場合 <p>(3)本人への通知(10条、11条)</p> <p>○データ主体から直接収集する場合 データ収集に際し、データ主体に対して、次の情報を提供しなければならない。但し、データ主体が知っている場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理者又は代理人の氏名 ②データが処理される目的 ③データ取得者(又はその種類) ④回答の任意性と回答しない場合に予想される結果 ⑤データ主体のデータへのアクセス権、訂正権 <p>○データ主体から直接収集されない場合 データの記録時、又は第三者に開示する場合には開示される時点以前に、データ主体に対して、「直接収集する場合」の①～③、⑤及び⑥関係データの種類の情報を提供しなければならない。但し、データ主体が知っている場合は除く。</p> <p>※ 統計的処理、歴史的・科学的調査のためのデータ処理であって、データ主体に対する情報の提供が不可能若しくは非常に困難な場合、又は記録、開示が法律で明示的に規定されている場合は、加盟国が適切な保護措置を講じることを条件として、適用除外とされる。</p>

<p>4. 個人参加</p>	<p>(1)データ主体は次の権利を有す。 ・ 自己のデータの有無及びデータ内容についての開示請求 ・ 上記要求が拒否された場合の異議申立て ・ 自己のデータの消去、修正等の請求 [第7 個人参加の原則] (2)個人データの存在、性質及びその利用目的、データ管理者の識別等の公開 [第6 公開の原則]</p>	<p>(1)アクセス権 ①データ開示請求（自己データの有無等の確認及びデータ利用等の目的、受取人、収集源、データ処理に関する知識等の情報の取得） ②データの訂正、消去等の実施（既に第三者に提供されている場合、第三者にその旨を通知）（12条） (2)データ主体の異議申立権 自己に関するデータが最初の第三者に開示又は利用される前に、通知を受ける権利及びこのような開示及び利用を拒絶する権利等（14条）</p>
<p>5. 安全保護 (適正な管理)</p>	<p>(1)データを正確、完全、かつ最新の状態に維持。 [第2 データの質維持の原則] (2)データの改ざん、破壊や不当なアクセス等の危険に対する安全保護措置。 [第5 安全保護の原則] (3)データ処理の外部委託については特に定めていない。</p>	<p>(1)データの正確性及び最新性の維持、目的のために必要となる期間に限定したデータの保存（6条） (2)データの破壊、損失、不当なアクセス等に対する技術的及び組織的措置を講じ、適切な安全レベルを確保（17条） (3)データ処理の外部委託については、受託者は、委託者の指示にのみ基づいて行い、上記(2)における義務は受託者にも適用。委託者と受託者のデータ保護に関する契約は書面等による（17条）</p>
<p>6. 責任</p>	<p>データ管理者は本原則実施のための責任を有す。 [第8 責任の原則]</p>	<p>(1)救済（22条） ・ 司法的救済の保証及び事前の監督機関による行政的救済。 (2)責任（23条） ・ データ主体は本指令の違反行為によって損害を被った場合、データ取得者に対して損害賠償の権限を得る。 (3)制裁（24条） ・ この指令の実施を確保するため、違反に対する制裁を規定する。</p>
<p>7. 適用除外</p>	<p>・ 国家主権、国家安全保障等に関する場合 ・ プライバシーと個人の自由に関し、いかなる危険性も含まない個人データ</p>	<p>(1)国家の安全、防衛上、公安上等の理由 (2)公的機関の業務に係わる監督、調査等の場合 (3)データ主体の権利及び自由の保護 (4)データが歴史的調査、統計作成の目的の場合 (5)個人が純粋に私的、個人的な目的でデータが保存される場合 (以上13条) (6)監督機関への通知（18条、19条） 自動的な手段によるデータの収集等を行う前に、データ管理者等の氏名、処理の目的、データ主体の区分又はデータの種類、予定されるデータの提供先、第三国へのデータ移転の予定、安全確保措置等一定の情報を、監督機関に通知しなければならないものとする。</p>

8. 監督機関	特に定めていない。	<p>監督機関は次のような機能と権限を有する（28条）。</p> <p>(1)機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指令に基づく規則の自国内での適用を監視 ・本指令によって委任された職務の遂行 <p>(2)権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督職務遂行のため、処理データにアクセスし、必要な情報を収集する調査権 ・処理作業が実施される前に勧告を行う権限 ・データの消去、破壊や処理の禁止を命じる等の権限 ・データ管理者に警告等を行う権限 ・本指令に基づく国内規則の違反に対し、訴訟又は違反を司法当局に通知する権限
9. その他		<p>(データの自動処理による個人に関する判断)</p> <p>データ主体は、自己に関する法的効果を付与し、又は重大な影響を与える判断であり、かつそれが業績、信用度、信頼性、行為等自己の個人的な側面を評価することを意図したデータの自動処理のみに基づく判断である場合に、原則としてその判断に従わない権利を与えられなければならない（15条）。</p>

1998年5月現在

OECD/EU加盟国の個人情報保護法一覧

「EU諸国においては、EU指令に基づき法改正作業が行われている」

国名	個人情報保護法	OECD加盟国	EU加盟国
米国	1970公正信用報告法●、1974プライバシー法○	○61年	
カナダ	1982プライバシー法○（1977人権法○）	○〃	
英国	1974消費者信用法●、1984データ保護法◎	○〃	○93年
フランス	1978 データ処理・データファイル及び諸自由法◎	○〃	○〃
ドイツ	1977連邦データ保護法◎（1990年に改正）	○〃	○〃
イタリア	1996個人データ自動処理に係る個人保護法◎	○〃	○〃
オランダ	1988個人データ保護（個人登録）法◎	○〃	○〃
ベルギー	1992個人データ処理に係るプライバシー保護法◎	○〃	○〃
ルクセンブルク	1979電子計算処理に係る個人データ規制法◎	○〃	○〃
スウェーデン	1973データ法◎	○〃	○95年
ノルウェー	1978個人データファイルに関する法律◎	○〃	
デンマーク	1978 データファイルに関する法律（二法）○●	○〃	○93年
アイスランド	1981個人データファイルに関する法律◎	○〃	
アイルランド	1988データ保護法◎	○〃	○93年
オーストリア	1978個人データの保護に関する連邦法律◎	○〃	○95年
スイス	1992連邦データ保護法◎	○〃	
ポルトガル	1991個人データ保護法◎	○〃	○93年
スペイン	1992個人データ自動処理規制法◎	○〃	○〃
ギリシャ	1997個人データ処理に係る個人の保護に関する法律 ◎	○〃	○〃
トルコ	（データ保護法案）	○〃	
日本	1988個人情報保護法○	○64年	
フィンランド	1987個人データファイル法◎	○69年	○95年
オーストラリア	1988プライバシー法○（1990年に改正）●	○71年	
ニュージーランド	1993プライバシー法ほか◎	○73年	
メキシコ		○94年	
チェコ	1992情報システムにおける個人データ保護法◎	○95年	
ハンガリー	1992個人データ保護・公共データ公開法◎	○96年	
ポーランド	（データ保護法案）	○96年	
韓国	1994公共機関個人情報保護法ほか○●	○96年	
加盟国		29か国	15か国

(注) ◎オムニバス法、○セグメント法（公的部門）、●セグメント法（民間部門）

主要国における個人情報保護法制の内容比較

	セグメント法		オムニバス法	
	米 国	韓 国	英 国	ド イ ツ
名 称	「公正信用報告法」 (FCRA: Fair Credit Reporting Act of 1970) [連邦消費者信用保護法 第6編] ※は、「消費者信用報告改革法」(Consumer Credit Reporting Reform Act of 1996)に基づく改正(1996.9)により保護強化が図られた事項	「信用情報の利用及び保護に関する法律」 (1997年改正)	○「1974年消費者信用法」 (Consumer Credit Act 1974) ●「1984年データ保護法(Data Protect Act 1984)」	「連邦データ保護法」(1990) (1977年制定の「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律(連邦データ保護法)」を大幅に改正したもの)
法律の性格	<ul style="list-style-type: none"> 消費者のプライバシーの保護と、経済活動における正確で迅速な消費者信用情報の役割の発揮との融合を目指している。 規制の対象の中心は消費者報告機関(consumer reporting agency) ※これまで極めて限定的であった与信業者等の情報利用者への規制を強化するとともに、ダイレクトマーケティングに関する規定が整備され、提供された情報によりそれを行う者の義務についても規定された。	<ul style="list-style-type: none"> ①信用情報産業の健全な育成、②信用情報の効率的利用と体系的管理、③信用情報主体の保護を目的としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者信用法に関わる個人情報の開示の取扱い等について規定 ●データ保護原則(別表第1)等により、無登録の者(利用者・提供者)によるデータ使用・提供の禁止、本人のアクセス権等を規定(国防、犯罪、徴税等に関するデータはアクセス権の適用除外) [信用情報機関の開示等については、消費者信用法(158)が適用される(データ保護法(34))]	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法裁判所によって保障された「情報の自己決定」を保護する法律として、法の規定あるいは当該個人の同意に基づいてのみ、個人のデータ収集等が行われる旨を法定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 1977年法：個人データの濫用から保護 →1990年法：人格権の侵害から保護 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・公的部門(12~26)と民間部門(27~38)に適用される規定は区々となっている(以下、民間部門に適用される規定について記述)。
1. 対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者報告」(consumer report)：消費者(個人)の信用適格、信用状態、信用能力、性格、社会的評判、個人的特性又は生活様式に係る情報で、消費者報告機関が提供するもの(603) ・「消費者調査報告」(investigative consumer report)：消費者の性格、社会的評判、個人的特性、生活様式に係る当該消費者の隣人、友人その他の関係者との個人面接により収集された情報を含む消費者報告(603)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引等の商取引において取引相手に対する識別、信用度、信用取引能力等の判断のために必要とする情報で、大統領令の定める情報(法人に係る信用情報を含む)(2)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者信用取引に係る個人情報(マニュアル処理のデータを含む) ●現存する個人に関する自動処理されるデータ(公的部門、民間部門を問わない)(1)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関するマニュアル処理・自動処理双方のデータ(公的部門、民間部門を問わない)(1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 第三者への提供を予定していないマニュアル処理のデータについては秘密保持、安全確保措置等の一部の規定(5、9、39、40)のみ適用される(1)。 </div>

<p>2. 信用情報を取扱う者の開業等規制</p>		<ul style="list-style-type: none"> 信用情報の調査、収集、提供等又は債権回収代行を行う「信用情報業者」は、財政経済院長官の許可を受けなければならない（施設・要員、最低資本金（100億ウォン等の要件有り）（4）。 信用情報を集中して収集、保管、管理し信用情報業者等の相互間の交換、活用を行う「信用情報集中機関」（注）は財政経済院長官が指定又は登録を行う（17）。（注）「信用情報集中機関」は次の2つに区分される。 <ul style="list-style-type: none"> ①総合信用情報集中機関 金融機関全てからの信用情報を集中管理・活用する。 ②個別信用情報集中機関 金融機関中、同種の金融機関からの信用情報を集中管理・活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○信用情報機関（信用照会機関：credit reference agencies）は公正取引庁長官の免許を必要とする（147）。 ●個人データを保有するデータ利用者及び個人データに関するサービスを提供するコンピュータ・ビューローを営む者にデータ保護登録官の保有する登録簿（公開）への登録を義務づけ（4）。何人も、あらかじめ登録簿に登録されていない限り、個人データを保有してはならない（5）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データを提供等の目的で保有又は委任により処理・利用する者は監督官庁が管理する登録簿への登録義務を課される。登録内容は当該者の名称・住所・業務目的データの種類、データ保護受託者等が規定されている（32）。
<p>3. 収集、登録できる情報（収集の制限）</p>	<p>【信用報告機関】貸倒や延滞等の信用情報の他に、報告対象者である消費者の友人、隣人等の個人的な面接により得られる当該消費者の性格、社会的評判、個人的特性または生活様式についての情報（消費者調査報告）にまで及ぶ。 また、個人の同意を条件に医師等より得られる医療情報も含まれる（603、604g）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 信用情報業者等（注）は、①国家の安全及び機密に関する情報、②企業の営業機密、又は独創的な研究開発情報、③個人の政治的思想、宗教的信条その他信用情報とは無関係の私生活に関する情報、④不確実な個人信用情報、⑤他の法律により収集が禁止された情報、⑥その他、大統領令の定める情報を収集・調査してはならない。 （注）信用情報業者、信用情報集中機関及び与信業者 	<ul style="list-style-type: none"> ●公正かつ合法的な手段による収集、処理及び明確かつ合法的な目的のための保有を義務づけ。また、保有は目的に応じて適切かつ妥当であり、過大であってはならない（別表1）。 ●国務大臣は、①人種、②政治的意見・宗教的信条、③健康状態、④犯罪歴に関する個人データについて、追加的保護措置を講ずるため、命令により保護原則を修正又は補足することができる（2）。 [データ保護登録官の指導により、名寄せのために生年月日データを利用することはできなくなっている。] 	<ul style="list-style-type: none"> 法律（他の法律を含む）が許し、あるいは命ずる場合、又は本人が文書により同意している場合に限られる（4）。 自動的引出し（オンライン）手続きの設置は、個人の保護利益、業務目的等を考慮した上で適切な場合に限られる（10）。 営業目的のためのデータ処理等は、①情報主体との契約関係等の範囲内の場合、②蓄積機関の正当な利益の保護のために必要であり、情報主体の保護に値する利益が優越することを推定させる根拠がない場合、③公共の利益の保護に必要であり、限定されたデータとして取り扱われる場合、等に限定される。また、収集は信義誠実かつ適切な方法によりされなければならない（28・29） 情報主体の保護に値する利益が存在すると考えられるのは、健康、違法行為、秩序違反、宗教・政治上の見解等のデータとしている（28）。当該データは、データファイルの管理者がその正確性を証明できない場合は、消去されなければならない（35）。

<p>4. 提供・利用できる情報（提供・利用の制限）</p>	<p>・消費者報告機関は、次の場合に限り消費者報告を提供することができる(604a)。 ①裁判所の命令による場合 ②消費者の書面による指示に従う場合 ③消費者の信用取引、保険契約、雇用目的等のために取得者が利用するものと信じる理由がある場合 ※雇用目的のための提供には、取得者が本法等の関係規定（開示等）及び関係法律を遵守することを確約する場合であって、取得されることが消費者に対し明瞭に書面により開示されていること等が新たに要件とされた。 ※ダイレクトマーケティング利用のための提供については、①消費者が、消費者報告機関に対し、DM利用を意図する者に消費者報告を提供することを承認している場合、又は②消費者報告機関が消費者からの通知システムの設置等の措置を行っており、消費者が当該リストから自己の氏名・住所を削除する胸の指示を行っていない場合に限り、行うことができる(603i、604ce)。また、諜報目的でのFBIへの開示も規定された(625)。 ・消費者調査報告については、それに消費者の性格、社会的評判等の情報が含まれること等を消費者に対し書面により正確に開示されていない限りは、取得してはならない(606a～d)。</p>	<p>①信用情報主体との信用取引関係の設定及び維持の可否等の判断目的の場合 ②本人が書面により同意した場合 ③本人が自己の信用情報を提供する場合 ④裁判所の命令等による場合 ⑤信用情報業者及び信用情報集中機関相互において集中管理、活用するために提供、利用される場合 ⑥租税に関する法律の規定により提供、利用される場合 ⑦債権回収代行、雇用、許認可の目的等、大統領令の定める目的のために提供、利用される場合（以上24）</p>	<p>○本人の同意のない開示を禁止（犯罪捜査や裁判手続のための開示を除く）(174)。 ●保有目的と異なる目的での利用、開示を禁止（別表1） ●コンピュータ・ビューローを営む者（従業員、代理人を含む）は、そのサービスにより提供しているデータを、当該サービスの提供を受ける者の事前の許可なく、開示してはならない(15)。</p>	<p>・法律（他の法律を含む）が許し、あるいは命ずる場合、又は本人が文書により同意している場合に限られる(4)。 ・自動的引出し（オンライン）手続きの設置は、個人の保護利益、業務目的等を考慮した上で適切な場合に限られる(10)。 ・営業目的のためのデータ処理等は、①情報主体との契約関係等の範囲内の場合、②蓄積機関の正当な利益の保護のために必要であり、情報主体の保護に値する利益が優越することを推定させる根拠がない場合、③公共の利益の保護に必要であり、限定されたデータとして取り扱われる場合、等に限定される。また、収集は信義誠実かつ適切な方法によりされなければならない(28・29) ・情報主体の保護に値する利益が存在すると考えられるのは、健康、違法行為、秩序違反、宗教・政治上の見解等のデータとしている(28)。当該データは、データファイルの管理者がその正確性を証明できない場合は、消去されなければならない(35)。</p>
<p>5. 安全確保のための措置等信用情報取扱者の責任</p>	<p>・消費者報告機関は、消費者報告利用者の身元を明らかにし、手順目的及び目的外利用をしないことを確約させる等の相当の手続きにより、本法が許容する目的や情報内容が担保されるよう措置をとらなければならない(607ad)。 ※消費者報告機関は、①機関に定期的に消費者に関する情報を提供する者、②機関から消費者報告の提供を受ける者に対し、連邦取引委員会の定めに従い、本法により負うべき義務を通知（通知内容は連邦取引委員会が定める）しなければならない(607d)。 ※再販売目的の取得要件を新設(607)。</p>	<p>・信用情報業者等は、電算システムに対する不法アクセスや情報の毀損・破壊等に対する保護対策を講じなければならない(19)。 ・信用情報業者等は、信用情報の収集、処理及び利用等に係る内部管理規定を定めなければならない(20)。 ・信用情報業者は、信用情報の内容や提供先等の事項の記録を3年間保存しなければならない(20)。</p>	<p>●個人データへの無権限のアクセス、個人データの無権限の変更、開示又は破壊に対して、また個人データの偶発的紛失又は破壊に対して適切な安全保護措置が講ぜられなければならない(別表1)。</p>	<p>・個人データを収集等する者は、本法の規定等に定める要件の履行を確保するため、必要な技術的・組織的措置を講じなければならない(9及び附則)。 ・①個人データを収集等し自動的な方法で処理する常用雇用者が5名以上の民間部門、②自動的処理ではないが個人データを収集等する同20人以上の民間部門は、任務の遂行に必要な専門的知識と信頼性を備えた者を、業務開始後1か月以内にデータ保護受託者に書面で任命しなければならない(36)。 ・データ保護受託者は、本法等の規定の執行を保障しなければならない(37)。</p>

<p>6. 情報の正確性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確性を確保するため、消費者報告機関に対して合理的措置を講じるよう義務づけ(607b) ※情報が不正確であることを知り、又は意図的に情報の正確性の確認を怠る場合等には、その情報を消費者報告機関に提供してはならない。また提供後に当該情報が不正確であると判断した場合等には、その旨を速やかに通知し、正確な情報を付加提供しなければならない(623a)。 ・ 情報種類毎に登録・提供期間(7年間または10年間)を制限(一定期間経過後の情報を提供することの禁止)(605a) <p>※情報提供の許容期間の算定方法を明確化する規定等が新設された(605c~f)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用情報の正確性及び最新性が維持されるよう適切に管理しなければならない。 ・ 信用情報主体に対し不利益をもたらすこととなった事由が解消された日から5年以内に削除しなければならない(以上18)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人データは、正確であり、かつ必要な場合には、最新なものに保たなければならない。また、目的に必要なとする期間を超えて保有されてはならない(別表1)。 ●本人に係る不正確なデータにより損害を被った個人は賠償を請求できる(22)。 [信用情報機関における情報の保有期間制限は、公正取引庁長官の指示による。] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しくない個人データは訂正されなければならない。 ・ 個人データの正確性が争われ、その正誤が確定できない場合は、当該個人データは封鎖されなければならない。 ・ 提供目的で収集された個人データは、最初の保有から5年後に行われる検査によって、保有を継続する必要がないことが明らかになった場合は、消去されなければならない(以上35)。
<p>7. 目的外利用の禁止(守秘義務)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※①提供が許容される目的の場合、②利用する者が確約書によって報告の利用目的を確約している場合を除き、いかなる目的のためにも消費者報告を利用、取得してはならない(604f)。 ・ ①故意に虚偽の名目で信用報告機関から情報を得た者、②情報を受け取る権限のない者に対し故意に情報を与えた信用報告機関の役職員は、罰金若しくは2年以下の禁固又はその併科に処せられる(619、620)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用情報業者等の役員及び職員又は、過去に役員及び職員であった者は、業務上知りえた他人の信用情報を業務目的以外に漏洩・利用してはならない。 ・ 信用情報業者等から信用情報の提供を受けた者は、法が認める場合を除き、他人に提供してはならない(以上27)。 ・ 上記に違反した場合は、3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金(32)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録された者は、個人データについて、①登録時記載の種類以外の保有、②登録時記載の目的以外の保有・利用、③登録時記載の情報源以外からの入手、④登録時記載の提供先以外の者への開示等をしてはならない(5)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務への従事者は、個人データを権限なくして処理、利用することはできない(データの秘密保持)。 ・ (非公的部門の従事者は)自らの仕事の開始と同時にデータの秘密を保持する義務を有し、その義務は仕事の終了後も継続する。(以上5) ・ 職務・職業上入手した個人データは他の法律で認められる場合を除き、入手した目的のために限って、処理・利用することができる(39)。
<p>8. 信用情報管理状況等の公示</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用情報業者及び信用情報集中機関は、管理情報の種類、利用目的、提供対象及び信用情報主体の権利等に関して、全国を対象に発刊又は伝播される日刊新聞又は放送を通して公示しなければならない(22)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●データ保護登録官は、登録簿に登録されている事項について、公衆に対して、無料で閲覧利用に供し、また手数料の支払を受けた場合はその正当に認証された写を提供しなければならない(9)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データを提供等の目的で保有委任により処理・利用する者の名称・住所・業務目的、データの種類、データ保護受託者等について掲載された登録簿が、監督官庁により閲覧に供される(38)。
<p>9. 委託処理に係る規制</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用情報業者等は、信用情報の収集、調査を他の信用情報業者等に、収集した信用情報の処理を一定の要件(資本金1億ウォン以上、信用情報の処理を遂行できる設備及び要員。等)を備えた者に、それぞれ委託することができる(16)。 ・ 処理を受託した者は損害賠償等の責任や一部の罰則が適用されるほか、財政経済院長官の検査等を受ける(以上16)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●データ利用者の従業員又は代理人は、保有する個人データの利用、開示又は移転等に関して、データ利用者と同様の制限に従わなければならない(5)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの処理・利用等が他の機関に委託(技術的・組織的措置等を含め書面でなされる必要がある)される場合、委託者は本法等の規定の遵守につき責任を負う。 ・ 受託者には、本法の一部の規定が適用される(以上11)。